

歴史資料等の積極収集に関する検討会議

日 時：平成 30 年 7 月 13 日（金）
16 時 00 分～17 時 00 分
場 所：国立公文書館 4 階会議室

議題・配付資料

- 1 平成 29 年度積極収集にかかる取組みについて（報告）
- 2 平成 30 年度積極収集にかかる取組みの方向性について（報告）
- 3 歴史資料等の積極収集事業実施方針の策定に向けて
- 4 その他

【配付資料】

資 料 1	平成 29 年度積極収集にかかる取組みについて（報告）
資 料 2	平成 30 年度積極収集にかかる取組みの方向について（報告）
資 料 3	歴史資料等の積極収集事業実施方針の策定に向けて

平成 29 年度積極収集にかかると組について

(積極収集の位置付け)

- ・ 国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 7 号 (平成 29 年度目標)

1. 歴史公文書等を補完・補強する資料の収集

デジタル化による資料の収集 (パイロット事業)

参考 1-1

- ・ 三井文庫所蔵「旧大蔵省文庫筆写資料」(デジタル化して収集)
(原則) 歴史公文書等を補完・補強できる確かな記録
(実績) 399 件 55,031 コマをデジタル化し、閲覧室で提供 (平成 30 年 3 月)。
- ・ 「外邦図デジタルアーカイブ」作成委員会保有データ (デジタル化されたデータを収集)
(指標) 軍事的衝突・紛争
(実績) 15,303 画像を収集。※閲覧室で 411 点提供 (明治期刊行分、平成 30 年 5 月)

(課題)

- ・ デジタル化による資料の収集にかかると業務フローの課題等。
- ・ オーラルヒストリー・購入の実施に向けた検討。

参考 1-2

2. 歴史公文書等の所在情報の把握

- ・ 「公文書館未設置の県・政令指定都市」及び「都道府県立図書館」を対象に実施。

(課題)

- ・ 所在情報の把握先のフォローアップ。収集した所在情報の提供の検討。

3. 外部への支援と他機関との協力体制の構築

(課題)

- ・ 研究者の成果物の受け皿に向けた試行的な受入れ
(例: 既に実施されたオーラルヒストリー成果物等の収集)
- ・ 他機関との協力体制の構築に向けた検討

平成29年度デジタル化等による積極収集(報告)

旧大蔵省文庫筆写資料(三井文庫所蔵)

- デジタル化作業(平成29年12月末～平成30年2月末)



- 東京本館2階閲覧室端末にて提供(平成30年3月末)



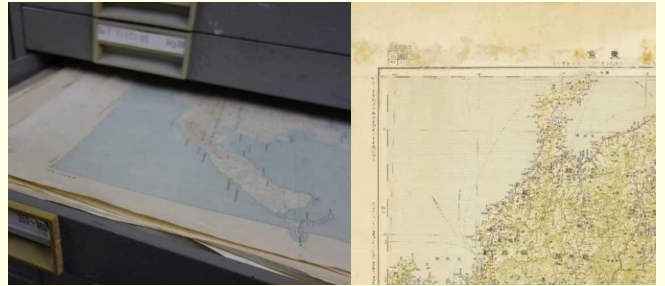
旧大蔵省文庫筆写資料(3冊) 三井文庫蔵

【旧大蔵省文庫筆写資料】は、三井物産(株)が所蔵する明治中期(1858-1915)の歴史資料のデジタル化された三井物産蔵書(平成24年10月)と国立公文書館蔵書(平成29年度)との共同デジタル化事業の一環として提供される。資料は、(1)「明治の歴史」において「特殊な史料」(2)として整理・提供されている。
 本事業は、平成29年度(2017)の調査・研究費(平成30年度)に於いて、国立公文書館蔵書(平成29年度)と三井物産蔵書(平成24年度)との共同デジタル化事業の一環として提供される。資料は、(1)「明治の歴史」において「特殊な史料」(2)として整理・提供されている。
 本事業は、平成29年度(2017)の調査・研究費(平成30年度)に於いて、国立公文書館蔵書(平成29年度)と三井物産蔵書(平成24年度)との共同デジタル化事業の一環として提供される。資料は、(1)「明治の歴史」において「特殊な史料」(2)として整理・提供されている。

【制作年度】
 (印刷) 三井物産蔵書 資料が提供、三井物産(株)蔵書から三井物産(株)蔵書へ(2015)

外邦図デジタルアーカイブ作成委員会保有データ

- デジタル化されたデータを収集(平成30年3月末)



- 東京本館2階閲覧室端末にて提供(平成30年5月末)



外邦図デジタルアーカイブ作成委員会作成データ 外邦図デジタルアーカイブ

「外邦図」とは、明治から第二次世界大戦終結まで、経済産業省(現国土交通省)が所蔵した日本領土以外(海外)の、軍事目的で作成されたものであったが、現在は、アジア・太平洋地域における19世紀末-20世紀初頭の歴史・地理的状況の把握に資する資料として、資料の保存・管理・提供の目的でデジタル化された。資料は、(1)「明治の歴史」において「特殊な史料」(2)として整理・提供されている。
 本事業は、平成29年度(2017)の調査・研究費(平成30年度)に於いて、国立公文書館蔵書(平成29年度)と外邦図デジタルアーカイブ作成委員会蔵書(平成24年度)との共同デジタル化事業の一環として提供される。資料は、(1)「明治の歴史」において「特殊な史料」(2)として整理・提供されている。

【制作年度】

デジタル化による資料の収集にかかる業務フローの課題等

- 平成29年度 国立公文書館年度目標(抜粋)
- (略)著作権法などの各種法令を遵守しつつ、試行的作業を経ながら望ましい事業設計や必要な体制整備を図る(略)

デジタル化による資料の収集にかかる業務フロー



○平成29年度に得られた課題

<ul style="list-style-type: none"> 候補資料に係る事前調査 (例: 目録整備状況、コマ数の特定、著作権の処理状況) 資料所蔵機関との事前調整 (例: 取組の理解、撮影場所、撮影や入構等の許諾) 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化仕様、バックアップ (例: 国際標準、解像度 等) 作業委託コストの算出 	<ul style="list-style-type: none"> 提供方法 (例: 閲覧室内端末全台からの提供、複写サービス 他) デジタル画像の使用に係る契約 (例: 契約範囲、契約時期、文書管理 他)
---	--	--

○上記課題への対応

<ul style="list-style-type: none"> 所在状況調査の活用 チェック項目の作成 (例: 目録データの有無、コマ数の把握、著作権の有無等) 早期の調整、丁寧な説明 	<ul style="list-style-type: none"> 館内のデジタル化仕様に準拠 バックアップ管理場所の確保 実施事例の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き検討 (例: 利用に係る規程類の整備、機器性能等の確認、他) 実施事例の蓄積
--	---	---

平成 30 年度積極収集にかかる取組みの方向性について

(積極収集の位置付け)

- ・ 国立公文書館法第 11 条第 1 項第 1 号及び第 7 号（平成 30 年度目標）

1. 歴史公文書等を補完・補強する資料の収集

参考 2-1

デジタル化による資料の収集（明治期資料の保全事業）

- ・ 東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター所蔵

「絵入自由新聞、錦絵（一枚物）」

（指標）文明開化とメディアの発展、他

（予定）13,500 コマをデジタル化し、閲覧室で提供（10 月）。

- ・ 國學院大學図書館所蔵「梧陰文庫：秘庫之部」

（指標）内閣制度の創設、大日本帝国憲法の制定

（予定）12,000 コマをデジタル化し、閲覧室で提供（10 月）。

※参考 1-2 を踏まえ、平成 30 年度デジタル化による資料の収集を実施。

オーラルヒストリーによる資料の収集

- ・ 「オーラルヒストリーの実施に向けて」を策定予定

2. 歴史公文書等の所在情報の把握

参考 2-2

- ・ 総理大臣経験者に関する資料の所蔵機関を対象に実施予定。

（併せて、必要に応じ過去の調査対象のフォローアップ）

- ・ 「沖縄返還」及び「行政改革」に関する資料の調査を実施予定。

3. 外部への支援と他機関との協力体制の構築

- ・ 研究者の成果物の受け皿に向けた試行的な受入れ

（例：既に実施されたオーラルヒストリー成果物等の収集）

- ・ 他機関との協力体制の構築に向けた検討

（例：上記 1 及び 2 の協力機関等を中心に、継続的な連携体制を構築）

平成30年度デジタル化による資料の収集(予定)

対象資料の選定・作業にかかる調整(4月～6月)

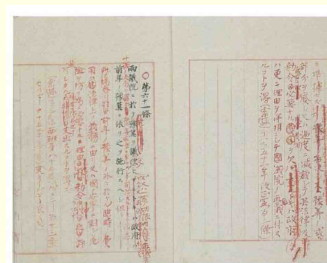
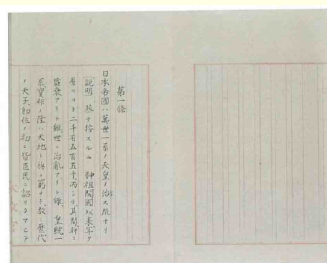
近現代日本法政史料センター

- ・対象資料:
絵入自由新聞:約10,200コマ、錦絵(一枚物):約3,300コマ



國學院大學図書館

- ・対象資料:
梧陰文庫:秘庫之部:約12,000コマ+巻紙39点



デジタル化作業(予定)

- ・デジタル化作業開始(6月末)
- ・デジタル化データ納品(8月末)
- ・北の丸本館閲覧室での提供(10月中旬～)



・明治150年特設サイト制作・公表(予定)

- ・特設サイトの制作(8月～10月上旬)
- ・特設サイトの公表(10月中旬～)



平成30年度歴史公文書等の所在情報の把握(予定)

対象機関等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
アーカイブズ所蔵機関を対象とした調査					
国の機関等 (国立公文書館等)	調査	追加・更新	新設機関について必要に応じて追加、更新	追加、更新	
(歴史資料等保有施設)		調査	新設機関について必要に応じて追加、更新	追加、更新	
地方公共団体 (地方公文書館等)	調査	追加・更新	新設機関について必要に応じて追加、更新	追加、更新	
(公文書館等未設置)			調査		
(都道府県立図書館)			調査		
国の機関等における公文書等の散逸状況の調査					
歴史資料として重要な公文書等の散逸状況調査			公文書等の引継・廃棄等に係る経緯の調査	散逸公文書等の所在把握	
所在情報の一体的提供に係る技術的な研究					
のぞましい情報提供サービス(システム)の在り方調査	現状と課題の整理 事例調査	具体的機能・仕組みの検討	調査データ集約 要件定義	パイロットシステム構築、試験運用	

平成30年度報告書(イメージ)

第I部 :
歴史資料として
重要な公文書等の所在把握
・総理大臣経験者関係資料の
所蔵機関

第II部
かつて存在した国の機関等における公文書等の散逸状況の把握に係る調査
・特殊法人
・国務大臣経験者(明治期等)

第III部
所在情報の一体的提供にかかる技術的な研究
・仕様書案

(参考)歴史公文書等の所在把握及び所在情報の一体的提供を目的とした調査研究に係る中期的な計画(平成29年5月17日一部変更)

歴史資料等の積極収集事業実施方針の策定に向けて

歴史資料等の積極収集事業実施方針の骨子(イメージ)

積極収集事業の展開イメージ

【既存の取組み】

- (1) 歴史公文書等の散逸防止と移管の推進
- (2) 寄贈・寄託による歴史公文書等の積極的な収集

【国立公文書館が実施する新たな取組み】

- (3) 歴史公文書等を補完・補強する資料の収集(デジタル化、オーラルヒストリー、購入等)
 - 指標に基づき収集し、弾力的に保存し、将来的な評価・選別も念頭に置く
 - 歴史公文書等を補完・補強するという観点、展示等で一般の理解を援けるものを含むため、写真・音声・動画等の文字資料以外の媒体にも視野を広げる
- (4) 歴史公文書等の所在情報の把握
 - 国に係る公文書がどこに引き継がれているか、あるいは散逸しているのか
- (5) 外部への支援と他機関との協力体制の構築
 - 研究者等によるデジタルアーカイブやオーラルヒストリーのための調査の支援、成果物の「受け皿」となる
 - 収集活動を行っている他の関係機関との連絡・協議の場を設ける必要性

実施方針の骨子(イメージ)

- 1 総則
目的、定義 事業工程、収集範囲にかかる基本的な考え方
※国立公文書館法第11条第1項第1号及び第7号(平成30年度目標)
- 2 所在情報の把握
対象範囲及びその除外、実施手順
- 3 歴史公文書等を補完・補強する資料の収集
対象範囲及びその除外、実施手順
- 4 寄贈等による歴史公文書等の積極的な収集
経緯、対象範囲及びその除外、実施手順
- 5 体制等
推進体制、他機関との協力体制、予算措置、スケジュール、検討会等の意見の把握及び反映、方針の見直し

歴史資料等の積極収集事業実施方針の策定スケジュール

4～6月
館担当者
(骨子案の検討)

7月
有識者会議
(骨子案への助言)

8～12月
館担当者
(本文案の検討)

翌年1月
有識者会議
(本文案への助言)

～3月
館担当者
(意見を踏まえた修正)

3月末
館
(実施方針制定)